

お 知 ら せ
令和 4 年 3 月 31 日

調剤行為マスターの更新について

本年 3 月 25 日の公表以降、下記のとおり、調剤行為マスターを更新したのでお知らせをします。なお、同年 3 月 25 日に更新した「レセプト表示用記号コード」及び「レセプト表示順番号」についても、一部誤りが判明したので更新対象としております。

記

1 更新対象

- (1) レセプト表示用記号コード（項番 8）
- (2) レセプト表示順番号（項番 9）
- (3) 施設基準①～⑩（項番 31～40）
- (4) レセプト単位背反区分コード（項番 41）
- (5) 処方箋受付回単位背反区分コード（項番 42）
- (6) 調剤単位背反区分コード（項番 43）

2 マスターファイル仕様説明書の一部変更

別紙 1

3 その他

1 及び 2 以外の変更点については、別紙 2 を参照願います。

令和4年3月31日変更

レセプト電算処理システム マスターファイル仕様説明書

令和4年4月

編集 社会保険診療報酬支払基金

(9) 調剤行為マスター

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
45	時間加算区分	数字	1	固定	<p>時間加算を算定可能な調剤行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目> 0：時間加算を算定できない調剤行為 1：時間加算を算定可能な調剤行為</p> <p><注加算項目> 0：「1」から「6」以外の調剤行為 1：時間外加算自体 3：休日加算自体 4：深夜加算自体 5：時間外特例加算自体 6：夜間・休日等加算自体</p> <p><その他の項目> 8：基本項目、注加算項目以外の調剤行為</p> <p>※ 「基本項目」及び「注加算項目」の種別は、項番56「告示等識別区分（1）」を参照。</p>

調剤行為マスターの変更内容

調剤行為コード	省略漢字名称	変更箇所
440011510	内服薬調剤管理料（7日分以下の場合）	包括識別区分
440011610	内服薬調剤管理料（8日分以上14日分以下の場合）	包括識別区分
440011710	内服薬調剤管理料（15日分以上28日分以下の場合）	包括識別区分
440011810	内服薬調剤管理料（29日分以上の場合）	包括識別区分
440014370	休日加算（調剤管理料）	調剤行為種類(1)
440014670	深夜加算（調剤管理料）	調剤行為種類(1)
440014710	内服薬調剤管理料（7日分以下の場合・在宅基幹薬局）	包括識別区分
440014810	内服薬調剤管理料（8日分以上14日分以下の場合・在宅基幹薬局）	包括識別区分
440014870	時間外加算の特例（調剤管理料・在宅基幹薬局）	レセプト表示用記号コード
440014910	内服薬調剤管理料（15日分以上28日分以下の場合・在宅基幹薬局）	包括識別区分
440015010	内服薬調剤管理料（29日分以上の場合・在宅基幹薬局）	包括識別区分
440015070	深夜加算（調剤管理料・在宅基幹薬局）	レセプト表示用記号コード
440015170	調剤管理加算（初めて処方箋を持参した場合・在宅基幹薬局）	調剤行為種類(2)
440015270	調剤管理加算（2回目以降・変更追加した場合・在宅基幹薬局）	調剤行為種類(2)
440015470	電子的保健医療情報活用加算（薬剤情報が困難な場合・在宅基幹薬局）	調剤行為種類(2)
440015910	外来服薬支援料2（7日分以下の場合・在宅基幹薬局）	新設
440016010	外来服薬支援料2（8日分以上14日以下の場合・在宅基幹薬局）	新設
440016110	外来服薬支援料2（15日分以上21日以下の場合・在宅基幹薬局）	新設
440016210	外来服薬支援料2（22日分以上28日以下の場合・在宅基幹薬局）	新設
440016310	外来服薬支援料2（29日分以上35日以下の場合・在宅基幹薬局）	新設
440016410	外来服薬支援料2（35日分以上42日以下の場合・在宅基幹薬局）	新設